

岡山県津山・英田圏域保健医療対策協議会要綱

(設置)

第1条 岡山県地域保健医療計画に基づき、津山・英田保健医療圏域内における総合的な保健医療体制の促進を図るため、岡山県津山・英田圏域保健医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域保健医療計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 保健、医療、福祉の連携体制に関すること。
- (3) その他保健医療供給体制の整備に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30名以内で組織する。

委員は次に掲げる者のうちから、美作保健所長が委嘱する。

- (1) 医療を提供する立場にある者
- (2) 医療を受ける立場にある者
- (3) 行政機関関係者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が決定されるまでは、その職務を行うものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 協議会に会長1名と副会長3名を置き、委員の内から互選する。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議等)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 専門事項を調査協議させるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務は、岡山県美作保健所企画調整情報課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、昭和63年11月29日から施行する。

附 則

1 この要綱の第2条の(1)及び第8条の改正については、平成2年11月4日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1 平成13年9月の施行日以降から平成16年3月31日までの間に、委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成16年3月31日までとする。

2 この要綱は、平成13年9月6日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。